

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案
新旧対照条文 目次

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第一条関係）	【平成三十年四月一日施行】	1
○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（抄）（第二条関係）	【平成三十年四月一日施行】	12
○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（第三条関係）	【平成三十年四月一日施行】	15
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第三条関係）	【平成三十年四月一日施行】	16
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第三条関係）	【平成三十年四月一日施行】	17
○ 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）（抄）（第三条関係）	【平成三十年四月一日施行】	18
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第四条関係）	【平成三十年四月一日施行】	19
○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第五条関係）	【平成三十年四月一日施行】	34
○ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）（抄）（第六条関係）	【平成三十年四月一日施行】	36
○ 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）（抄）（第七条関係）	【平成三十年四月一日施行】	37
○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）（第八条関係）	【平成三十年四月一日施行】	39
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第九条関係）	【平成三十年四月一日施行】	41
○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（第十条関係）	【平成三十年四月一日施行】	60
○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）（第十一条関係）	【平成三十年四月一日施行】	61
○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第十二条関係）	【平成三十年四月一日施行】	68
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）（第十三条関係）	【平成三十年四月一日施行】	89
○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第十四条関係）	【平成三十年四月一日施行】	90
○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第十四条関係）	【平成三十年四月一日施行】	92
○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）（第十四条関係）	【平成三十年四月一日施行】	94
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第十五条関係）	【平成三十年四月一日施行】	96

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（第十六条関係）【平成三十年四月一日施行】
105
- 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第十七条関係）【平成三十年四月一日施行】
103
- 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第十八条関係）【平成三十年四月一日施行】
102
- 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）（第十九条関係）【平成三十年四月一日施行】
101
- 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第二十条関係）【平成三十年四月一日施行】
100
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）（抄）（第二十一条関係）【平成三十年四月一日施行】
99
- 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第二十二条関係）【平成三十年四月一日施行】
98

改 正 案	附 則 （病床転換支援金等を納付する組合の特別積立金等の特例） 第一条の三 平成三十六年三月三十一日までの間、組合（被用者保険等保険者である組合を除く。）について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第二十九条の八</td><td>第七十六条第二項</td><td>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六条第二項</td></tr></table>	（略）	（略）	（略）	第二十九条の八	第七十六条第二項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六条第二項
（略）	（略）	（略）					
第二十九条の八	第七十六条第二項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六条第二項					
現 行	附 則 （病床転換支援金等を納付する組合の特別積立金等の特例） 第一条の三 平成三十年三月三十一日までの間、組合（被用者保険等保険者である組合を除く。）について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第二十九条の八</td><td>第七十六条第一項</td><td>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六条第一項</td></tr></table>	（略）	（略）	（略）	第二十九条の八	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
（略）	（略）	（略）					
第二十九条の八	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六条第一項					

2 平成三十六年三月三十一日までの間、被用者保険等保険者である組合について、前条の規定により読み替えられた第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表第二十九条の八の項中「第七十六条第二項」とあるのは、「附則第九条第二項」とする。 （病床転換支援金等を納付する都道府県内の市町村の保険料賦課基準の特例） 第五条 平成三十六年三月三十一日までの間、市町村（退職被保険	2 平成三十年三月三十一日までの間、被用者保険等保険者である組合について、前条の規定により読み替えられた第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表第二十九条の八の項中欄中「第七十六条第一項」とあるのは「附則第九条第二項」と、同項下欄中「法第七十六条第一項」とあるのは「法附則第九条第二項」とする。 （病床転換支援金等を納付する市町村の保険料賦課基準の特例） 第五条 平成三十年三月三十一日までの間、市町村（退職被保険者
---	---

者等所属市町村を除く。）について、第二十九条の七の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第一項	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
第二十九条の七第一項	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに
第二十九条の七第一項	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
第二十九条の七第一項	後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の
第二十九条の七第一項	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第一項	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項

等所属市町村を除く。）について、第二十九条の七の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第一項	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに
第二十九条の七第一項	後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の
第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第一項	及び後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第一項	における	における法附則第二十二条の規定により読み替えられた
第二十九条の七第一項	負担金（後期高齢者支援金及び	負担金（後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに
第二十九条の七第一項	による調整交付金（	による調整交付金（後期高

2 平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村について、前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第一項	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに	後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等の
後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の

2 平成三十年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村について、前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の七第四項第一号	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
第二十九条の七第五項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
における	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の
における法附則第二十二条の規定により読み替えられた	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項

第二十九 条の七第 二項第一 号ロ(2)	第七十五 条	附則第二十二 条の規定によ り読み替えら れた法第七十 五条
前条第一 項の規定 により読 み替えら れた第二 十九条の 七第二項 第一号ロ (3)	後期高齢者 支援助金等 及び 第七十条第一 項	後期高齢者支 援助金等及び 病床転換支 援助金等並び に 附則第二十二 条の規定によ り読み替えら れた法第七十 条第一項
前条第一 項の規定 により読 み替えら れた第二 十九条の 七第三項	第七十六 条第一項	附則第二十二 条の規定によ り読み替えら れた法第七十 六条第一項
前条第一 項の規定 により読 み替えら れた第二 十九条の 七第三項	後期高齢者 支援助金等	後期高齢者支 援助金等及び 病床転換支 援助金等
第二十九 第一号イ		
第七十五 条		附則第二十二 条の規定によ

条の七第 三項第一 号ロ(1)	前条第一 項の規定 により読 み替えら れた第二 十九条の 七第四項	第七十六 条第一項	附則第二 十二条の 規定によ り読み替 えられた 法第七十 六条第一 項
条の七第 二項第一 号ロ(1)	第七十五 条	附則第二 十二条の 規定によ り読み替 えられた 法第七十 五条	附則第二 十二条の 規定によ り読み替 えられた 法第七十 六条第一 項
条の七第 一項	第七十六 条第一項	附則第二 十二条の 規定によ り読み替 えられた 法第七十 六条第一 項	附則第二 十二条の 規定によ り読み替 えられた 法第七十 六条第一 項

[illegible]

改 正 案	現 行
附 則 （療養給付費等交付金の額） 第三条 法附則第七条第一項の規定により毎年度支払基金が同項に規定する退職被保険者等所属都道府県（以下この項、次条及び附則第十四条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）に対し、当該退職被保険者等所属都道府県及び当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）が負担する費用について交付する療養給付費等交付金の額は、各退職被保険者等所属都道府県につき、当該年度における第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。 一 三 （略） 2 （略） （病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例） 第十三条 平成三十六年三月三十一日までの間、第一条及び第五条並びに付録第一の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （表略） （病床転換支援金等を納付する都道府県の療養給付費等負担金等	附 則 （療養給付費等交付金の額） 第三条 法附則第七条第一項の規定により毎年度支払基金が同項に規定する退職被保険者等所属都道府県（以下この項及び次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）に対し、当該退職被保険者等所属都道府県及び当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）が負担する費用について交付する療養給付費等交付金の額は、各退職被保険者等所属都道府県につき、当該年度における第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。 一 三 （略） 2 （略） （病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例） 第十三条 平成三十年三月三十一日までの間、第一条及び第五条並びに付録第一の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （表略） （病床転換支援金等を納付する市町村の療養給付費等負担金等の

の特例)

第十四条 平成三十六年三月三十一日までの間、都道府県（退職被保険者等所属都道府県を除く。）について、第二条、第四条、第四条の二、第九条から第十一条まで、第十九条及び第二十條の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	第七十条第一項
及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）
及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第二条第二号イ	附則第十四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項第二号
第四条第二項第一号	、後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病

の特例)

第十四条 平成三十年三月三十一日までの間、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第二条、第四条及び第四条の二の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	第七十条第一項
及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（第四条第二項及び第四条の二第一項において「病床転換支援金」という。）
及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第四条第二項及び第四条の二第一項	

第九條第二 項第二 号イ	同条第一項	附則第二十二條の規定によ り読み替えられた法第七十 条第一項	後期高齢者支援金及び病 床 転換支援金並びに
第九條第二 項第二 号ハ及び ホ	後期高齢者支援金及 び 後期高齢者支援金及 び	後期高齢者支援金及び病床 転換支援金並びに	後期高齢者支援金及び病床 転換支援金並びに
第九條第二 項第二 号ヌ	第七十五條	附則第二十二條の規定によ り読み替えられた法第七十 五條	後期高齢者支援金等及び病 床 転換支援金等並びに
第十條第一 項第一 号	後期高齢者支援金等 及び	後期高齢者支援金等及び病 床 転換支援金等	
第十條第二 項第二 号イ	第七十條第一項	附則第二十二條の規定によ り読み替えられた法第七十 条第一項	後期高齢者支援金及び病床 転換支援金
第十條第二 項第二 号ロ及び ハ	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び病床 転換支援金	
第十條第二 項第二 号ニ	第七十五條	附則第二十二條の規定によ り読み替えられた法第七十 五條	

2 平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条及び第四条の規定、第四条の二の規定、同項の規定により読み替えられた第九条及び第十条の規定、第十一条及び第十九条の規定並びに同項の規定により読み替えられた第二十条の規定並びに附則第三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				
第十條第二項第二号ホ	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	第十條第二項第二号ホ	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第十一條	第七十條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項	第十一條	第七十條第一項
第二項第二号イ		附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項	第二項第二号イ	
第十一條	第七十五條	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條	第十一條	第七十五條
第二項第二号ニ		附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條	第二項第二号ニ	
第十九條	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	第十九條	及び後期高齢者支援金等
第三號	金等	病床転換支援金等	第三號	金等
第二十條	第七十條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項	第二十條	第七十條第一項
第二號		附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項	第二號	
第二十條	同條第三項	法第七十條第三項	第二十條	同條第三項
第六號	第七十五條	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條	第六號	第七十五條

2 平成三十年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第四条の規定により読み替えられた第二条、第四条及び第四条の二の規定並びに附則第三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				
附則第四	附則第九條第一項	附則第二十二條の規定によ	附則第四	附則第九條第一項

条第一項 の規定に より読み 替えられ た第二條 第一項	附則第四 條第一項 の規定に より読み 替えられ た第二條 第一項第 二號	及び高齢者医療確保 法の規定による後期 高齢者支援金（以下 「後期高齢者支援金 」という。）	附則第七條第一項第 二號	及び後期高齢者支援 金	及び後期高齢者支援 金及び病 床転換支援金	り読み替えられた法附則第 九條第一項
附則第四 條第一項 の規定に より読み 替えられ た第二條 第一項第 二號	附則第七條第一項第 二號	「後期高齢者支援金 」という。）	附則第七條第一項第 二號	及び後期高齢者支援 金	、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金	り読み替えられた法附則第 九條第一項
附則第四 條第一項 の規定に より読み 替えられ た第二條 第一項第 二號	附則第七條第一項第 二號	「後期高齢者支援金 」という。）	附則第七條第一項第 二號	及び後期高齢者支援 金	、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金	り読み替えられた法附則第 九條第一項
附則第四 條第一項 の規定に より読み 替えられ た第二條 第一項第 二號	附則第七條第一項第 二號	「後期高齢者支援金 」という。）	附則第七條第一項第 二號	及び後期高齢者支援 金	、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金	り読み替えられた法附則第 九條第一項
附則第四 條第一項 の規定に より読み 替えられ た第二條 第一項第 二號	附則第七條第一項第 二號	「後期高齢者支援金 」という。）	附則第七條第一項第 二號	及び後期高齢者支援 金	、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金	り読み替えられた法附則第 九條第一項

条の規定 により読 み替えら れた第二 條第一項	及び高齢者医療確保 法の規定による後期 高齢者支援金（以下 「後期高齢者支援金 」という。）	附則第七條第一項第 二號	及び後期高齢者支援 金	及び後期高齢者支援 金	及び後期高齢者支援 金及び病 床転換支援金	り読み替えられた、法附則 第九條第一項
附則第七條第一項第 二號	「後期高齢者支援金 」という。）	附則第七條第一項第 二號	及び後期高齢者支援 金	及び後期高齢者支援 金	、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金	り読み替えられた、法附則 第九條第一項
附則第七條第一項第 二號	「後期高齢者支援金 」という。）	附則第七條第一項第 二號	及び後期高齢者支援 金	及び後期高齢者支援 金	、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金	り読み替えられた、法附則 第九條第一項
附則第七條第一項第 二號	「後期高齢者支援金 」という。）	附則第七條第一項第 二號	及び後期高齢者支援 金	及び後期高齢者支援 金	、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金	り読み替えられた、法附則 第九條第一項
附則第七條第一項第 二號	「後期高齢者支援金 」という。）	附則第七條第一項第 二號	及び後期高齢者支援 金	及び後期高齢者支援 金	、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金	り読み替えられた、法附則 第九條第一項

第九條第 二項第一 号ホ	及び後期高齢者支援 金等	、後期高齢者支援金等及び 高齢者医療確保法の規定に よる病床転換支援金等（以 下「病床転換支援金等」と いう。）	項第二号
附則第四 条第一項 の規定に より読み 替えられ た第九條 第二項第 二号イ	後期高齢者支援金等 及び 附則第九條第一項	後期高齢者支援金等及び病 床転換支援金等並びに 附則第二十二條の規定によ り読み替えられた法附則第 九條第一項	
第九條第 二項第二 号ハ及び ホ	後期高齢者支援金及 び	後期高齢者支援金及び病床 転換支援金並びに	
第九條第 二項第二 号ヌ	後期高齢者支援金等 及び 後期高齢者支援金等及び病 床転換支援金等並びに	後期高齢者支援金等及び病 床転換支援金等並びに	
附則第四 条第一項 の規定に より読み 替えられ	後期高齢者支援金等 及び 床転換支援金等	後期高齢者支援金等及び病 床転換支援金等	

附則第三 条第二項	同項	同項	同項	同項
附則第七條第一項	及び後期高齢者支援 金	同号	同号	同号
七條第一項	法附則第二十二條の規定に より読み替えられた法附則第 七條第一項	法附則第二十二條の規定に より読み替えられた同号	法附則第二十二條の規定に より読み替えられた同号	法附則第二十二條の規定に より読み替えられた同項

[illegible]

	同号	法附則第二十二條の規定により読み替えられた同号
附則第三 条第二項	附則第七條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七條第一項
同項	法附則第二十二條の規定により読み替えられた同項	

（組合に対する補助の特例）

第十五条 平成二十九年度及び平成三十年度において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

（削る）

第十六条 平成三十一年度において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十 三条の規 定により 読み替え られた第 五條第一	の合算額	に介護保険法附則第十三條第一項に規定する概算納付金の額に対する当該概算納付金の額から同條第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額の割合を乗じ
--	------	--

（組合に対する補助の特例）

第十五条 平成二十九年度において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

第十六条 平成三十一年度において、第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

第十七条 平成三十一年度において、第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五條第 一 項 第 一 号 ロ (2)	の合算額	に介護保険法附則第十三條第一項に規定する概算納付金の額に対する当該概算納付金の額から同條第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額
---	------	--

項第一号 ロ(2)	附則第十 三条の規 定により 読み替え られた第 五条第五 項第三号 ハ	係る部分	て得た額の合算額
			、次の(1)及び(2)に掲げる組合 の区分に応じ、当該(1)及び(2) に定める割合を乗じて得た額 に係る部分 (1) 被用者保険等保険者で ある組合以外の組合 四 分の三 (2) 被用者保険等保険者で ある組合 介護保険法附 則第十三条第一項に規定 する概算納付金の額に対 する当該概算納付金の額 から同条第六項に規定す る補正後概算加入者割納 付金の額を控除した額の 割合

第五号 第五項	第五号第一 項第一号 ハ	第五項第三号ホ(1)	の割合を乗じて得た額の合 算額
		三 次のイからハま でに掲げる特定納 付費用額の部分（ 前期高齢者交付金 がある場合には、 イからハまでに掲 げる特定納付費用 額の部分から二に 掲げる特定納付費 用額の部分を除く 。）ホに掲げる 割合 イ 組合特定被保 険者に係る前期 高齢者納付金の 納付に要する費 用の額として厚 生労働省令で定 めるところによ り算定した額に 、次の(1)及び(2) に掲げる組合の 区分に応じ、当 該(1)及び(2)に定 める割合を乗じ	三 次のイからハま でに掲げる特定納 付費用額の部 分（前期高齢者交付金が ある場合には、イからハ ままでに掲げる特定納付費 用額の部分から二に掲げ る特定納付費用額の部分 を除く。）ホに掲げる 割合 イ 組合特定被保険者に 係る前期高齢者納付金 の納付に要する費用の 額として厚生労働省令 で定めるところにより 算定した額に、次の(1) 及び(2)に掲げる組合の 区分に応じ、当該(1)及 び(2)に定める割合を乗 じて得た額に係る部分 (1) 被用者保険等保険 者である組合以外の 組合 一から給付費 割合を控除した割合 (2) 被用者保険等保険 者である組合 一か

て得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 一から給付費割合を控除した割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合

ロ 組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ハ 組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めると

二	組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
ホ	次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合

二	加入者割納付金の額を控除した額の割合
二	組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
ホ	次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合

(経過的组合員を組合員とする組合に対する補助金の特例) 第十七条 平成三十年度において、経過的组合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。次条及び附則第十九条において同じ。）を組合員とする組合について、附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
経過的组合員を組合員とする組合に対する補助金の特例	以下同じ。	以下同じ。

(経過的组合員を組合員とする組合に対する補助金の特例) 第十八条 経過的组合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合について、附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
経過的组合員を組合員とする組合に対する補助金の特例	以下同じ。	以下同じ。

(1) 被用者保険等被保険者である組合以外の組合 当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合	
(2) 被用者保険等被保険者である組合 零	表の下欄に掲げる割合

				(2) 条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ
(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的小規模事業所等常勤経過の小規模事業所等常勤経過の組合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）でないもの及び経過的小規模事業所等常勤経過の組合員に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的小規模でないものをいう。以下同じ。）	

第十八条 平成三十一年度において、経過的小規模事業所等常勤経過の組合員とする組合について、附則第十六条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十 六条の規 定により 読み替え られた附 則第十三 条の規定 により読	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに附則第十七条に規定する経過的小規模事業所等常勤経過の組合員（以下「経過的小規模事業所等常勤経過の組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）
--	-------------	---

条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ	(2)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第五 条第 四項 第一 号	第五 条第 二項	第五 条第 一項 第一 号ロ (2)		
一 厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業	組合特定被保険者	組合特定被保険者でないもの	及び	
一 次のイに掲げる者（経過の世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分 零 イ 厚生労働大臣が定める組合（以下この号において「指定組合」という。	組合特定被保険者（経過の組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過の組合員でないもの及び経過の世帯員を除く。次項において同じ。）	組合特定被保険者でないもの並びに経過の組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過の組合員でないもの及び経過の世帯員	並びに	（又は小規模事業所等常勤経過の組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過の組合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）でないもの及び経過の世帯員（経過の組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過の組合員でないものをいう。以下同じ。））

附則第十 三条の規	
指定組合特定被保 険者	所又は事務所に 使用されるもの （健康保険法（ 大正十一年法律 第七十号）第三 条第一項第八号 の規定による承 認を受けて同法 の被保険者とな らないことによ り当該組合の被 保険者であるも のに限る。）及 びその世帯に属 する者（次号及 び次項第一号に おいて「指定組 合特定被保険者 」という。）に 係る特定給付額 に係る部分 零
指定組合特定被保 険者並びに 経過組合員（指定組合特定	）の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（ロ、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。） ロ 指定組合の経過組合員であつて指定組合特定被保険者でないものうち、健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過組合員」という。）

定により読み替えられた第五項第二号	指定組合特定被保険者	被保険者を除く。）及び経過 的世帯員（指定組合特定被保 険者を除く。）
第五項第一号	指定組合特定被保険者（経過 的世帯員を除く。）及び小規 模事業所等常勤経過的組合員	

第十九条 平成三十二年度から平成三十五年度までの各年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号ロ(2)	以下同じ。）でないもの 並びに 経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者で
-------------------------------	---

（新設）

附則第十 三条の規 定により 読み替え られた第 五條第四 項第二号	第五條第 五項第一 号	指定組合特定被保 険者	指定組合特定被保 険者	の被保険者とな らないことによ り当該組合の被 保険者であるも のに限る。）及 びその世帯に属 する者（次号及 び次項第一号に おいて「指定組 合特定被保険者 」という。）に 係る特定給付額 に係る部分 零	受けて同法の被保険者と ならないことにより当該 指定組合の被保険者であ るものに限る。）及びそ の世帯に属する者（ロ、 次号及び次項第一号にお いて「指定組合特定被保 険者」という。）
指定組合特定被保険者並びに 経過の組合員（指定組合特定 被保険者を除く。）及び経過 的世帯員（指定組合特定被保 険者を除く。）	指定組合特定被保険者（経過 的世帯員を除く。）及び小規 模事業所等常勤経過の組合員	指定組合の経過的組合 員であつて指定組合特定 被保険者でないもの（う ち、健康保険法第三條第 一項第八号の規定による 承認を受けて同法の被保 険者とならないことによ り当該指定組合の組合員 であるもの（次項第一号 において「小規模事業所 等常勤経過の組合員」と いう。）	指定組合特定被保険者並びに 経過の組合員（指定組合特定 被保険者を除く。）及び経過 的世帯員（指定組合特定被保 険者を除く。）	ロ 指定組合の経過的組合 員であつて指定組合特定 被保険者でないもの（う ち、健康保険法第三條第 一項第八号の規定による 承認を受けて同法の被保 険者とならないことによ り当該指定組合の組合員 であるもの（次項第一号 において「小規模事業所 等常勤経過の組合員」と いう。）	受けて同法の被保険者と ならないことにより当該 指定組合の被保険者であ るものに限る。）及びそ の世帯に属する者（ロ、 次号及び次項第一号にお いて「指定組合特定被保 険者」という。）

(調整交付金の特例)
第二十条 (略)

(財政安定化基金の特例)
第二十一条 (略)

(調整交付金の特例)

第十九条 法第七十二条第一項に規定する調整交付金は、当分の間、普通調整交付金及び特別調整交付金のほか、特例調整交付金とする。この場合において、第四条第四項中「普通調整交付金」とあるのは「普通調整交付金及び附則第十九条第二項に規定する特例調整交付金(第六項において単に「特例調整交付金」という。)」と、同条第六項中「普通調整交付金の総額」とあるのは「法第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額の九分の七に相当する額から特例調整交付金の総額を控除した額」とする。

2 前項の特例調整交付金は、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、都道府県に対し、交付する。

(財政安定化基金の特例)

第二十条 都道府県は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、財政安定化基金を、特例事業(当該都道府県内の市町村に対し、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業をいう。以下この条において同じ。)に必要な費用に充てることができるものとする。

2 都道府県は、特例事業に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3 都道府県が当該年度における特例事業に充てることができる資金の額は、当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額を限度とする。

一 当該年度の前年度の末日における特例事業に係る財政安定化基金の残高の額

二 当該年度における次に掲げる額の見込額の合算額

イ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法

等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第三項の規定により当該都道府県に交付される補助金のうち、特例事業に要する費用に充てるものとして交付される額

ロ 当該都道府県が特例事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額（第二十一条及び第二十二条第三項の規定による繰入金の額を除く。）